

「化学物質排出把握管理促進法施行令の一部を改正する政令」 について



事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化学物質排出把握管理促進法）」に規定する(1)第一種指定化学物質及び(2)第二種指定化学物質として指定する物質が見直され、2020年12月4日から2021年1月4日のパブリックコメントを経て閣議決定され2021年10月20日に公布されました。

改正の内容は以下の通りです。

(1) 第一種指定化学物質の見直し

現行 462 物質が指定されているところ、改正後は 515 物質となります。また、特定第一種指定化学物質については、現行 15 物質が指定されているところ、改正後は 23 物質となります。

(2) 第二種指定化学物質の見直し

現行 100 物質が指定されているところ、改正後は 134 物質となります。

施行日は 2023 年 4 月 1 日(土)となっています。

また、パブリックコメントの結果についても意見の概要及びそれらに対する考え方をまとめ、公表しています。

当社では PRTR 対象物質分析(有機溶剤類の廃液の測定等)についても行っております。お気軽にご相談下さい。

資料 [2021年10月15日付 環境省報道発表資料](#)

無機分析箇所 戸邊真一